

科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）研究成果報告書

2013年4月20日現在

機関番号：32504

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2011～2012

課題番号：23730034

研究課題名（和文） 国際連帯税の研究

研究課題名（英文） A study on International Solidarity levy

研究代表者

谷川 喜美江（TANIGAWA KIMIE）

千葉商科大学・商経学部・専任講師

研究者番号：70526227

研究成果の概要（和文）：

国際連帯税に関する国内外の資料収集及び学会等会合に出席するとともに最初の導入国であるフランス関係機関への調査を行うことで導入各国の動向を探り、これらを分析し学会報告及び研究論文を発表した。我が国への国際連帯税導入は国際的格差是正には有効であるが、我が国企業の国際競争力と主権の及ばない国際活動に課税を行うという課税権の課題を有する。したがって、我が国の既存制度を改組する形で国際連帯税を早期導入し、導入後世界規模への拡大を目指すことで、国際的格差是正達成を実現することが求められる。

研究成果の概要（英文）：

I have collected some materials about International Solidarity levy and attended some meetings. I also have visited France to hear how to enforce the International Solidarity Levy in France from permanent Secretary of the Leading Group on Innovative Financing for Development. After then, I have reported in Japan Tax Accounting Association and issued several articles. The introduction of International Solidarity Levy to Japan is effective to resolve the problem of international inequality, but it has some problems on global competitiveness of companies and the right of taxation. Therefore Japan needs to adopt International Solidarity Levy as soon as possible in the form of changing existing legal system. After then International Solidarity Levy will be adopted by all countries of the world and it will resolve the problem of international inequality.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
交付決定額	1,800,000	540,000	2,340,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：租税法、国際連帯税、航空券連帯税

1. 研究開始当初の背景

経済活動のグローバル化は、著しく進展している。しかし、一方では、経済的に富める国と、病気や天候災害により経済的に貧しい国との間における格差が拡大している。

そこで、グローバルな活動に課税を行い、その収入を経済的に貧しい国の援助のために活用する国際連帯税が多く国で注目さ

れている。国際連帯税は、通貨取引に課税する通貨取引高税、化石燃料に課税する炭素税、武器取引に課税する武器取引税、航空券に課税する航空券連帯税等と多様である。

国際連帯税は、トービンの通貨取引高税に端を発し、通貨の安定という経済目的から考え出されたものである。しかしながら、現在では、通貨の安定という目的にとどまらず、

多様なグローバル活動への課税を行うことで、それぞれの目的を果たさんとしている。

このような国際連帯税が注目されるに至った背景の一つには、制度として実行されたことがある。

国際連帯税が導入に至る最初の会議は、2006年2月にフランスで開催された会議（革新的開発資金メカニズムに関するパリ会議）である。本会議後も国際会議で導入に関する議論がなされ、本研究開始当初において既に10カ国を超える国が航空券連帯税を導入済みであり、さらに、導入を検討している国も少なくない状況であった。

そして、この時期、我が国では政府税制調査会専門委員会である国際課税小委員会で、国際連帯税に関する調査、検討が行われていたところであった。

つまり、国際連帯税の一形態である航空券連帯税は、国外では既に多くの国で実行されているとともに、更なる拡大が見込まれており、我が国でも国際連帯税に関する注目が高まっていたのである。

2. 研究の目的

世界的視座に立つと、富める国と貧しい国との格差が拡大している。そこで、グローバルな活動に課税を行い、その収入を経済的に貧しい国の援助に活用するという国際連帯税が多く の国で注目されている。

一方で、国際連帯税を課すことで我が国企業の負担が増し、グローバルな活動を行う企業においては国際競争力の低下が懸念される場所でもある。

そこで、本研究では、国際的な格差是正と我が国企業の国際競争力確保を同時に達成し得る実行可能な国際連帯税に関して研究を行うものである。

したがって、まず、我が国への国際連帯税導入の有効性と制度上の課題、我が国での国際連帯税導入の可能性及び制度設計上の検討課題を明らかにする。さらに、世界的規模での実行可能性をも探り、世界的な格差是正が可能となるか否かをも明らかにすることを本研究の目的とする。

3. 研究の方法

2011年度は、まず、国際連帯税に関する資料及び情報の収集として、我が国政府税制調査会をはじめとする政府機関、NGO等の民間機関、国際機関からの出版物やホームページから、世界的格差の状況、国際競争力に関する資料、国際連帯税導入及び導入後に関する資料を収集し、先行研究や現在の動向に関する研究を行った。

次に、2011年8月、関係機関へのインタビュー及び資料収集のため、フランスでの現地調査を実施した。フランスでは「開発の

ための革新的資金調達に関するリーディング・グループ (Leading Group on Innovative Financing for Development)」事務局長へのインタビュー、現地での資料収集を行った。本調査により、フランスでの国際連帯税導入の経緯と導入後の成果及び現状等、日本国内では入手困難な資料の入手、情報把握ができた。

そして、収集した資料及び情報、フランスでの現地調査による資料及び情報を分析し、これらを取り纏め、2011年10月に学会報告を行った。

学会報告を行ったことで、国際連帯税の課税根拠やその使用方法に関する国際的な課題が出席者から提示された。本学会報告では、報告前の研究では発見し得なかった課題を明らかにすることができた。

学会報告後、学会で提示された国際的な課題に関する資料の収集及びヒアリングを行い、学会報告前とは異なる視点も踏まえ、論文として発表するための研究を進めた。

2012年度は2011年度に得られた研究成果をベースに、学会報告後の最新動向資料の収集、学会への出席、我が国の国際連帯税の各関係機関に対するインタビューを重ね、これらに基づく研究分析を行い、研究成果を学会誌に論文として発表した。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果

本研究では、国際的格差及び国際競争力に関して把握するとともに、国際連帯税でも特に既にフランス等で国際連帯税の一形態として導入されている航空券連帯税の研究にその重点を置いた研究を行った。

航空券連帯税に関して、制度導入を強く推し進め、最も早く導入したのはフランスである。フランスの航空券連帯税は導入検討開始から約3年で実現したが、その導入背景にはフランス政府の導入への強い意志と航空業界の堅調な成長があった。このように政治主導のもと導入を強く推し進めたフランスでは、航空券連帯税の持つ課税権に関して特に問題とされることなく、むしろ、各方面への説得・調整が必要であった。

現在、フランスでは航空券連帯税からの収入の9割を、エイズやマラリア等の感染症予防対策を行っているUNITAIDに拠出することでその目的を果たさんとしており、その有効性が認められ、他の導入国でも国際的格差是正への有効性が認められた。

我が国でもグローバルな経済活動から生ずる問題を認識しており、かつ、ODAでは十分な開発援助は難しいため、国際連帯税導入の検討がなされている。しかし、我が国の税制構築には経済の回復・成長に期する企業の国際競争力の確保は重要であり、このため

の税制改正も行われてきたところである。また、我が国では、航空券連帯税に関してフランスのような政治主導の導入推進の動きは乏しく、航空券連帯税やこれを拡大した国際連帯税の導入には、我が国企業の国際競争力担保と課税のための確固たる根拠と課税権の問題が強く横たわっているのである。

以上を鑑みると、グローバル活動から生ずる格差是正のためには世界的な国際連帯税の導入が望まれ、我が国も例外ではない。しかし、我が国の航空業界が直面している厳しい経済状況と税のみならず多くの負担が課されている航空業界に新たに航空券連帯税を課すことは経済に大きな影響を与えることが懸念される。

しかしながら、航空機は改良が進み、環境に対する影響を軽減する努力はなされているが、それでもそのグローバルな活動は環境に悪影響を与えている。それゆえ、グローバルな活動を行う国際航空に負担を求め、それを最低限の生活に不安を抱える者、現段階では感染症の蔓延防止のために活用することは、国際的に負の影響を与える活動に課税し、それを国際的格差是正に活用するという課税根拠を充足すると考える。

また、昨今のグローバルな経済活動を考えると、かつてのような一国の課税権を主張するのではなく、グローバルな視点に立脚することが要求され、そこでは世界機関が課税権を有しているとの新しい視点が求められよう。

したがって、諸外国と比すと高い我が国航空燃料税を廃止ないし軽減することで我が国の航空業界の国際競争力を担保し、そのうえで航空券連帯税を課すことで収入を得、その収入をすべて感染超蔓延防止のために活用する制度として国際連帯税を我が国に導入すべきである。

そして、導入後の調査を行い、その効果を確認するとともに、課税の範囲を国際航空のみならず例えば国際航海のような他の同様の負の影響を与える活動にも拡大し、収入が増大したならば、グローバルな活動から生じる様々な格差是正のために国際連帯税を活用すべきである。

つまり、早期導入のために、現在国際航空に課されている航空燃料税をグローバルな活動から生ずる環境悪化という負の側面に着目して課税を行うものに改組することで負の側面を抑制するとともに、その収入を発展途上国における感染症蔓延対策のために活用する制度として改組することで、我が国企業の国際競争力も担保した国際連帯税の導入が可能となる。

また、その課税権は国際機関が有すると考えるが、早期の国際徴収機関の設立は困難である。そこで、各国が国際機関に変わり徴収

し、その資金は国際機関に拠出・活用することで早い段階での導入を目指すべきである。

そして、いずれは課税権を有し、徴収・活用まで一括して行う国際機関を設立することで国際連帯税をより効率的な国際開発援助に活用する制度として確立し、かつ、その課税の範囲も拡大することでより多くの収入を得、それをグローバルな活動から生ずる様々な格差の是正のために活用すべきである。

しかし、国際徴収・活用機関設立とともに、さまざまな利害関係が生じ、国際連帯税が果たすべき真の目的の遂行が困難となることも予想される。国際連帯税は、その収入をグローバルな格差是正のため、効率的かつ的確に運用されなければ負担者の同意も得られない。

したがって、税として強制的に徴収し、その徴収額が増大、用途が拡大するに伴い、その用途を客観的に調査し、明確に結果を公表して行くことが求められる。

(2) 得られた成果の位置づけとインパクト

2011年度の学会報告により国際連帯税の存在意義を示すことができた。その後、これらを分析、さらに研究を進め、2012年度に発表した研究論文で国際連帯税が国際的な格差是正のために有効であることを示すことができた。

そして、我が国で研究の遅れていた租税分野から国際連帯税の有効性を公表し、現在、我が国導入へ向けて、学者をはじめNGO等からなる研究会では、導入への働きかけを積極的に行っている。

(3) 今後の展望

現在EUでは、国際連帯税でも航空券連帯税より大きな収入が見込める金融取引に課税を行う金融取引税がフランスで導入されており、EUでも12か国で導入されんとしている。そして、この収入は国際的格差是正ばかりではなく、財政再建等他の用途も検討されている。

我が国財政は非常に厳しい状況にあり、金融取引税はその課税方式、用途によっては国際的な格差是正ばかりではなく、財政の健全化の一端を担うことも期待される。

今後は、本研究課題で行った国際連帯税の一形態である航空券連帯に関する研究を軸に、最近の金融取引税の導入等、世界的な国際連帯税の動向に関する研究を加えた研究を行う。そして、我が国が国際連帯税を導入することの有効性と課題、課題解決策に関する研究を行うことで、我が国への導入を目指したい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

(1) 谷川喜美江、国際連帯税に関する検討、税務会計研究、査読無、第 23 号、2012、247-252

〔学会発表〕(計 1 件)

(1) 谷川喜美江、国際連帯税の検討、税務会計研究学会、2011 年 10 月 2 日、名古屋経済大学

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

○出願状況(計 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

○取得状況(計 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

谷川 喜美江 (TANIGAWA KIMIE)

千葉商科大学・商経学部・専任講師

研究者番号：70526227

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：